

平成 31 年 2 月 25 日
(2019 年)

職 員 各 位

西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会
委員長 北 田 正 広

公共工事に係る不正行為の再発防止について（通達）

今般、官製談合防止法違反の容疑による職員の相次ぐ逮捕を受け、再発防止に向けた取り組みを進めているところであるが、今回の事態の重大性に鑑み、市民の信頼を回復させるための抜本的な対策を講じるまでの間、下記の基本的事項を厳格に遵守すること。

記

- ・ この度の不正行為事案を組織全体の問題として認識し、各自が自分自身に置き換えて、今一度、綱紀粛正に努めること。
- ・ 公共工事の設計・積算及び入札・契約等に関する情報など、いわゆる官製談合防止法にかかる部外秘情報は、守秘義務を徹底すること。
- ・ 各職場において、公共工事の設計・積算及び入札・契約等に関する情報についての管理状況を再度点検し、厳重管理を徹底すること。
- ・ 常に自らの言動や業者対応等に注意を払うとともに、上司、部下、同僚と円滑なコミュニケーションを図るなど、不正行為の発生を未然に防止する職場づくりに努めること。
- ・ 業者等との打合せ、工場検査等は、極力複数の職員で対応すること。
- ・ 市民の疑念や不信を招くような業者等との会食などは、絶対に行わないこと。

以 上